

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	会計課																									
件 名	総合収納システム開発業務委託																									
契 約 内 容	歳入システムから後続システムである総合収納システムに移行するためのシステム開発の委託																									
契 約 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年4月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社 三菱UFJ銀行																									
契 約 金 額	16,822,850円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	現行の歳入システムが令和3年7月より稼働停止することに伴い、後続システムである総合収納システムに移行する必要がある。また、近隣金融機関の中で、本市の指定金融機関である三菱UFJ銀行しか現行レベルの歳入処理システムを所有していないといった理由から、競争入札には適さず、随意契約とする。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 会計課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	会計課	
件 名	歳入システム業務委託	
契 約 内 容	令和2年度の歳入システム業務の委託	
契 約 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年4月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 三菱UFJ銀行	
契 約 金 額	基本料金 363,000円/月 コンビニ収納基本料金 33,000円/月 度数料金 口座振替 4.4円/件 OCR読取 6.6円/件 パンチ入力 8.8円/件 コンビニ収納 6.6円/件 帳票類のデータ作成 68,750円/年	
	基本料金 363,000円×12か月＝4,356,000円 コンビニ収納基本料金 33,000円×12か月＝396,000円 度数料金 口座振替 4.4円×126,300件＝555,720円 OCR読取 6.6円×110,600件＝729,960円 パンチ入力 8.8円× 61,300件＝539,440円 コンビニ収納 6.6円× 58,300件＝384,780円 帳票類のデータ作成 68,750円 <div style="text-align: right;">予定総額7,030,650円</div>	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
		第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	従来、歳入処理を職員が行っていたが、歳入システムを使用することにより、処理時間が2日間短縮される。また、近隣金融機関の中で、本市の指定金融機関である株式会社三菱UFJ銀行しか現行レベルの歳入システムを所有していないといった理由から、競争入札には適さず、随意契約とする。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 会計課